

2022年2月議会 予算審査特別委員会

〈文化・教育・くらし創造部、こども・女性局、教育委員会〉

2022・3・16 今井光子議員の質問

*議会の資料から作成したもので公式の会議録ではありません
日本共産党奈良県会議員団

大和平野スーパーシティ構想①

大和平野中央構想推進室と大和平野スーパーシティ構想の関連を
ただす

今井光子議員 大和平野スーパーシティ構想に関連いたしましてお尋ねをしたいと思います。

県のこの概要を見ますと、大和平野中央構想推進室をくらし創造部に設置というふうに書かれておりますが、ここと「スーパーシティ」構想との関係がどうなるのかという点を1点、お尋ねをしたいと思います。

吉田文化・教育・くらし創造部長答弁 1点目の件につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

この緑の冊子の概要の13ページに記載しているものだと思います。その4-1の(2)でございます。文化・教育・くらし創造部に大和平野中央構想推進室を設置ということでございます。記載のとおりでございます。大和平野中央部における新たなまちづくりの推進体制の整備を図るために、この推進室を設置するということでございますので、今、委員がお尋ねになりました「スーパーシティ」構想等々につきましても、担当させていただく予定でございます。

大和平野スーパーシティ構想②

奈良県がめざす国の国家戦略特区二次募集の見込みをただす

今井光子議員 政府は10日に国家戦略諮問会議で、規制緩和とデジタル技術で住民の様々な個人情報を集め、民間に設けさせるスーパーシティに大阪市と茨城県つくば市を指定すると決めたと報道されております。ほかにも、デジタル田園健康特区に長野県の茅野、石川県の加賀市、岡山県の吉備中央町と、合わせて5つの自治体が指定をされております。

今、県のほうは、二次募集に合わせて急いで準備をされていると思いますけれども、この二次募集の見通しがどうなのか、その点をお尋ねをしたいと思います。

山口文化・教育・くらし創造部次長（大和平野中央プロジェクト担当）兼地域デザイン推進局次長答弁 国のスーパーシティの二次募集の状況という形の方で、ご答弁させていただきます。

まず、委員おっしゃったような形の方で、国ではスーパーシティの区域の第一次募集について、3月8日にまず専門委員会を開催されまして、スーパーシティの国家戦略特別区域として2つの市、つくば市、大阪市になっておりますけれども、指定することが了承されたところでございます。ま

た、加えまして、デジタル田園健康特区として3つの市町、吉備中央町、茅野市、加賀市を指定する方向となったところでございます。

先日、3月10日に開催されました国家戦略特別区域諮問会議におきまして、これら5つの市町の国家戦略特区区域の指定が決定されたところでございます。今後、区域指定に関する政令が閣議決定される見込みとなっております。なお、国のスーパーシティの区域の第一次募集には、当初31、最終的には28の自治体が応募しております、今回指定に漏れた場合であっても、落選ではなく、提案の熟度が高まり次第、指定について改めて検討することとされているところでございます。

一方、二次募集につきましてですけれども、当初、今年度末頃に実施されるというふうに見込んでいたところでございますけれども、国に対し状況を確認、問い合わせたところ、第一次募集中のうち、5つの自治体が決定するとこまで進んできたところなので、残りの自治体も熟度が高まればしていくということなので、第二次募集の時期ですとか方法につきましては、現時点では明確な言及はなかったところでございます。

今井光子議員　　そうしますと、見込みでは、今年度中ぐらいに第二次募集というような方向性だったかなと思うんですけれども、それがちょっとまだ未定の状況になっているということなんですね。

大和平野スーパーシティ構想③

スーパーシティ構想推進のプロポーザル応募企業選定は、本当に公正におこなわれたのか？公開された関係資料はほとんどが「黒塗り」で、事業者選定の情報が公開されていないというのに、奈良県の公募型プロポーザル実施基準もチェックの仕組みも不十分なものの。実施基準とか応募規程とか見積心得というのをちゃんと定めて、公平・公正性が保たれるように改めるべき

今井光子議員　　この第二次募集に応募するために、奈良県といたしましては、プロポーザルで大和平野中央スーパーシティ構想のコンソーシアム企画・運営事業というので、1000万の予算で昨年の10月の6日に公募がありました。

私は、昨年の12月の議会でも質問いたしましたけれども、この公募に先立ちまして、10月4日の日に知事が雑誌社のインタビューを受けて、奈良県のスーパーシティ構想を語っております。そして、公募をした2日後に奈良県の議会の予算が可決をされたという、ちょっと順番がおかしいんじゃないかということ取り上げさせていただいた経緯がございます。

そして、その後、2つのところからプロポーザルの応募がございまして、29日に選定をされたところが、雑誌の発行元であった「時評社」というところが選定されたということで、10月1日にこの時評社との契約が交わされまして、11月1日発行の雑誌、これですけれども、11月号に大和平野スーパーシティ構想提唱、2031年の実現を目指すという荒井知事のインタビューが載った記事がここに掲載をされたというような状況でございます。

私は、改めてその後、情報公開で資料を出していただきまして、またちょっと疑問が出たわけですが、この雑誌のインタビューの中で、知事はこれまで公では語っていなかった今回のプロジェクトにはお二人の方をお招きするというので、具体的にお名前も出して、名前を挙げております。

私は、これは一体いつ、どこで決まったのかということ、さきの委員会でも質問させていただきましたら、この夏頃に決まったと。そして、これは誰が知っていたのかということを知りましたら、その担当者とか知事は知っていたということでもございましたけれども、経緯としてはそれでよろしいでしょうか。

山口文化・教育・くらし創造部次長（大和平野中央プロジェクト担当）兼地域デザイン推進局次長答弁　　先ほどのその有識者の件でございますけれども、先日、文教くらし委員会のほうでもご答弁申し上げた内容でございますけれども、まず、その二人の有識者につきましては、大和平野中央プロジェクトの推進に当たりまして助言いただく専門家などの有識者が必要と考えまして、

年度当初から大学などのアカデミア、国、民間などの県のあらゆる人脈を頼りにして広く候補者となる有識者を探していたところでございます。

加えて同様に、県立大学工学系第2学部の設置に向けた検討についても、経験ある有識者を同じく探していたところでございます。昨年7月でございますけれども、政府要望に内閣府に行った際に、国の「スーパーシティ」構想について様々紹介を受けまして、既に先進的な取組をされている地域を研究し、それぞれの有識者なりを私どもが知ったところでございます。それで、その方々に有識者としてお願いをしたいという形の中で、接触を図ったところでございます。

今井光子議員 そのお二人のお名前を挙げて、そういうようなほかの方は知らない情報を雑誌の記者の方に語っておられて、その雑誌社が今回、プロポーザルに応募をされたというようなことだと思います。そして、応募された中身は、お二人の業績など、受託者募集参加申込書の出されました書類の4分の3ぐらいが、そのお二人の方の経歴とか、様々な業績が書かれた内容が出ておりまして、情報公開で出していただきました。

情報公開、ほとんどその部分が黒塗りでこのようになっているわけですが、このプロポーザルの採点をする場合に、採点表は監修者について本事業の目的やテーマを踏まえた提案であるか、キックオフ会議のスピーカーについて、本事業の目的やテーマを踏まえた提案であるのか、ここの点が傾斜配分をされて、4倍の評価がされております。

その結果として、この雑誌社が選ばれたということになっております。

県の大和平野中央スーパーシティ構想のコンソーシアム企画・運營業務委託公募型プロポーザル実施要綱の5ページに、その他で(7)として、原則としてプロポーザルを理由とした職員等に関するヒアリングは禁止をするというふうになっておりますけれども、私は今回の経緯を見ますと、これに該当するのではないかというふうな疑問を持っているわけですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

山口文化・教育・暮らし創造部次長(大和平野中央プロジェクト担当)兼地域デザイン推進局次長答弁 まず、おっしゃってございました、そのインタビューの、知事が有識者としてお二人についてお招きするという形の分の発言があったかと思いますが、そのものは、有識者として招くものでございますので、それに加えて、その事業者、今回の委託事業者が提案してきたのは、監修者として当該事業者が提案してきたものでございまして、全くその知事が申し上げたのは有識者としてお招きするという形の中で申し上げたところでございます。

加えて、その有識者という形の中でお招きするという形の分の情報につきましては、キックオフ会議を開催するに当たりまして、有識者として講演者という形の中でお二人の先生に講演いただくという形の分の開催の文章につきましては、公募の企画提案書の締切りの前に広く公表しているところでございますので、皆さん、周知の事実という形になっております。

今井光子議員 ご説明いただいたんですけれども、例えば全くこのことがない中で、奈良県はどういうふうに考えていますかと大分前に、数か月前というか、それぐらいのときにお話があって、インタビューでたまたまそのインタビューを受けたところがということであれば、そうかなとも思うんですけれども、10月4日の日にこのインタビューを受けていて、そして10月6日に公募をして、そして応募されたとなると、しかもその中身がインタビューに書かれていた方を有識者としてお招きをすると。それを監修者として提案をしてくるという、こんなタイミングがいいやり方というのは、私はこれはおかしいのではないかなというふうに疑問を感じております。

もし、このプロポーザルを理由とした職員等に対するヒアリング禁止とここに書いてあるわけですが、これにもし該当していたとしたら、一体どこがこれを対応するのか、処分をするのかという、その点はどのようなふうになりますでしょうか。

山口文化・教育・暮らし創造部次長(大和平野中央プロジェクト担当)兼地域デザイン推進局次長答弁 まず、委員ご指摘のところでございますけれども、基本的に、原則的に、公告後に当案事案についてまずプロポーザル選定審査委員が業者と接触を議論しないことは当然でございますので、そういった形の中では一切行っておりません。

加えて、委員がおっしゃっておりますプロポーザル実施要綱に、原則としてプロポーザル利用した職員等に対するヒアリングは禁止するというふうに定めておりますので、そういった形の中で原則にそういう形の中で接触等も行っておりませんという形の中でございますので、処罰については私どもちょっとまだ会計の分野でありますけれども、現状としましてはそういった形で厳密に要

綱に基づいて行動を起こしているところでございます。

今井光子議員 奈良県のこのルールというのが、今回の場合はくらし創造部の部局の中のプロポーザルの様式に基づいてやってるわけです。奈良県の場合は会計局がプロポーザル方式による契約手続の取扱いということで、会計局から1枚通知を出しております、それぞれの部局が自分のところのプロポーザルのそうした手続のルールを作成してというのが奈良県のやり方になっております。

このプロポーザルで企画提案してもらってというものが、私の思ってた想像以上に結構たくさんの事業を最近県が出しているということも分かってまいりましたので、このところのルールをきちっと大本からしていくというのが私は大事ではないのかなということは大変感じております。

大阪府では、大阪府の公募型プロポーザル方式実施基準というのを定めておまして、選定委員のところから、外形的公平性を保つために委員の構成は契約局審査会の審査に付するものとなっております、契約局審査会の審査でその意義を誰にするのか、それぞれのプロポーザルの中身についてどうするかということを決めています。

私は、奈良県もやはり大阪府のようにきちんとした実施基準とか応募規程とか見積心得というのをちゃんと定めて、公平・公正性が保たれるようにしていくのが大事ではないかというふうに感じているわけですが、この点では副知事いかがお考えでしょうか。

土屋副知事答弁 公募型プロポーザルの方式のルールづくりについてのご指摘でございます。

もちろん行政が委託事業として出すものでございます。その際に、公平公正な形で事業を実施するということは当然必要になってまいります。現状、そのプロポーザルのルールにつきましても、当然そういったところに配慮しながら進めているところではございます。

ただいまご指摘いただいた部分、大阪府との比較というご指摘もいただきましたけれども、見直す部分があるのかないのか、そういったところを含めまして、その会計サイドにおいて適切に対処をしたいというふうに思います。

今井光子議員 ぜひ、公平公正がどこから見ても保たれていると、そういうようなことで進めていくというのが私は非常に大事ではないかと。たとえそれが、本当にそれにふさわしい方が選ばれていたとしても、ルールとしてはきちっとやって進めていくというのが大事ではないかなと思います。

そして、この事業は、これから、この中の提案を基に奈良県がさらなるいろんな事業を展開していくことになると思いますので、その大本の本になりますので、ぜひここはきちっとルールなどを検討していただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。これについては知事にもう一度お尋ねをしたいと思っております。

生理の貧困

誰もがトイレに行けば生理用品が使えるという状況をつくるべき

今井光子議員 生理の貧困の問題で、子どもの貧困や、今問題になっております生理用品が買えない、また家庭の事情で、例えば父子家庭の子どもさんが生理が来て、そして友達の家で泣いて行ってそこのお母さんがいろいろ準備したというような話なども聞きましたけれども、昨年もこの生理の貧困について取り上げました。

奈良県の県立高校では、保健室に生理用品をもらいに行けば受け取れるようになっているということで、県としては、前は返さなきゃいけないけれども、その中でも返さなくてもいいようにしたというような改正をしていただいたことは聞いております。

その後、県内の自治体でもいろんなところに、おトイレに生理用品を置くという取組が広がっておりまして、郡山市では学校のトイレに生理用品を置いていて、そこで使うだけではなくて、必要な分があれば持って帰れるように紙の袋もそこに用意してあるというような対応も聞いておりますけれども、今、県内の学校では生理の貧困の問題、どんな対応になっているのか、分かりましたら教えていただきたいと思います。

稲葉保健体育課長答弁 県教育委員会では、昨年6月に公立学校の女子生徒全員に調査を行いまして、約7800人のうち51人の生徒が生理用品に関することで支援を必要としているということが分かっております。支援を必要としている生徒さんがいらっしゃる学校に、高校とは情報共有しながら注意深く生徒さんを見守り、支援を必要としている背景の把握に努めるというような丁寧な対応を求めているところです。

各県立学校には、委員先ほどお述べのように保健関係の消耗品予算を配当しまして、各学校は生理用品を含む必要な物品の購入をしながら対応しております。生理用品が必要となった場合も含めまして保健室でまず配付するという事で、養護教諭と生徒が良好な人間関係をつかんで、さらにきめ細やかな健康観察等を行うということ。それから、そこから生徒が置かれている状況を把握したり、健康相談を実施したり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへつなげるとかというような学校全体での組織的な対応ができるようにしております。

今後各学校におきまして、必要な生徒に対して支援を続けていくというふうを考えております。

今井光子議員 具体的に進めていただいております。特別な支援が必要な子どもさんということだけではなく、誰でも、トイレに行ったら、生理用品が困っていたら使えるというような状況をぜひ広げていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

子どもの貧困

学校給食費の支援拡充が必要です。小麦、野菜の価格高騰のなかで食材の地産地消や給食費への支援拡充を

今井光子議員 学校給食のことで質問させていただきます。今、子どもの貧困が言われておりました、子ども食堂などの支援も今度の予算で広げていただいております。そうしたことは大変大事だなと思っておりますけれども、本当に困っている子どもさんが子ども食堂につながっているかどうか、そのところはまだ分かりませんし、実施回数もやっぱり月に1回とか2回とかという回数もございますので、本当に毎日子ども食堂で食事が提供してもらえると状況でもないというふうに思います。

やはり学校給食がきちっと提供されることが大事ですけれども、今小学校で1食250円、中学校で290円ぐらいが全国平均と聞いておりますが、その食材費の中で、成長期の子どもさんにきちっとした栄養とかカロリーを補給して、また子どもが喜んで食べてもらえるようなメニューを考えていただくというのは、これは大変なことかなと思います。

特に今、食料品が何もかも上がってきているという状況の中で、前も消費税が上がったときにデザートがなくなったとか、そういうようなことを聞きましたけれども、そうした中でやっぱり給食費の支援というのが私は必要ではないのかなと思っているわけですが、農林部のほうの予算に、学校給食の地産地消で80万円という予算が42万4000円に下がったというのが学校給食の予算出ましたけれども、それはメニューを考えたりする予算だということを聞きましたが、子どもさんたちの給食のコストそのものに対して何か支援をするということが必要ではないのかなというふうに思いますが、その点ではどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

稲葉保健体育課長答弁 給食費に対する支援ということでございますけれども、学校給食は非常に重要な位置づけというのは認識しております。ただ、給食費用に関しましては、学校保健会と学校給食会と連携しながら価格の設定等を行わせていただいております。その中で、一括購入等をする事によってコストを削減する等の対策を練っております。そういうところで学校給食を、我々としても子どもたちに健康で安全な学校給食を送るという意味合いで努力させていただいているというところでご理解いただければと思います。

今井光子議員 子どもの給食費の支援というのは、目の前の子どもにすぐに役に立つ施策ではないかと思っております。

奈良県の地産地消の地場のものを子どもたちに提供するという事を、地元の農家の皆さんとか、直

接行き届いていく地域経済にも大変有効な私は施策ではないかと思っておりますので、ぜひこの給食費の支援というのを考えていただきたいと思いますし、今、それぞれ小麦の値段、マヨネーズ、もう何かも食料品上がってます。

私も買物に行って、えっと思って、前の半分で買ったものが倍の値段がついてるのがもう軒並みみたいな状況が今起こってますので、そういうこともよく調査していただきまして、きちっと子どもたちの給食がちゃんとしたものに行き届くようにしていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

少人数学級推進のために教員定数増員を どのこにもゆきとどいた教育をおこなうために、少人数学級はま ったなし

今井光子議員 少人数学級のことでお尋ねしたいと思えます。新年度の予算で、県費負担の先生56人増やしていただいておりますが、県立学校、中学校、高校、特別支援学級では76人減ということで、差し引いたら20人の定数削減になります。子どもの数の問題とかありますので一概には言えないと思えますけれども、30人学級とか35人学級とかするには、あとどれぐらいの先生を増やしたらいいのか、その点をちょっとお尋ねしたいと思えます。

上島教職員課長答弁 今年度におけるということで計算いたしますと、小学校においては、35人学級を実現するとなると学級担任だけで現行より30人、中学校では現行より60人の教員増が必要となります。また、30人学級を実現するとなると、学級担任だけで、小学校で約250人、中学校においては約180人の教員増が必要となります。

また、学級数が増えますと、小学校では専科、中学校では教科担当等の教員がさらに必要となるため、この数以上の教員が必要になると考えられます。

今井光子議員 コロナで学校でも、本当に学校開けたと思ったらまた閉めなきゃいけないというような話なども聞いておりまして、少人数学級というのが本当に今見直されてきております。

そうした中で、もうその学年1クラスだけっていう単学級も県内で大分増えてきていると思うんですけども、単学級になった後で学校統廃合というのが進むこととなります。単学級はずっと同じ顔ぶれで過ごすので、いい面もあるんですけども、クラス替えがないために人間関係がちょっとこじれたり、いじめが増えたり、学校行事ができないというようなことなどがありまして、やはり単学級のところを少人数にすれば、またそれで学校として進んでいくのではないかと思ってるんですけども、そういうような学校の統廃合の動きと、単学級を小さくして、そして少人数にしていくという、そうした考え方について県はどのように思っているのか、お尋ねしたいと思えます。

上島教職員課長答弁 現在、小学校におきましては、小学校2年生までを35人学級となっております。今後は年度進行で35人を実現するというふうに義務標準法によりなっております。

それに加えて、少人数加配ということで、今年度でしたら約370人ほどの加配を行って、少人数編成及び少人数指導ということを行っております。その少人数加配につきまして、学級編制にその加配を使うのか、少人数指導のほうに使うのかというのは、各学校の実情に合った柔軟な使い方をやっているというところでございます。今後もその柔軟性を大事にしまして、義務標準法により算定された定数に基づき調べていくべきと考えております。

今井光子議員 学校の1クラスの人数が小さくなるということで、国のほうは去年そうした方向を示していただいたんですけども、非常にその実現には時間がかかる経過になっております。やはり本当に一人ひとり、それぞれ生徒の状況が、大分子どもの状況が変わってきてると思えます。

不登校も増えたりとか、様々な障害のある子どもさんも増えたりとかというような中で、もっとこうした先生の数を増やしていただいて、そして行き届いた教育をさらに進めていただくようお願いをしたいと思えます。

学校への新聞の配備について

新聞は社会の窓。主権者教育としても大事な新聞を各校配備を

今井光子議員 学校図書の問題で、朝、川口委員のほうからいろいろ、司書さんを増やすお話などもしていただきまして、全く同感なんですけれども、学校の新聞の設置も非常に少ないということを聞いています。

今、家で新聞取ってないというご家庭が大変増えてきておりまして、新聞は社会の窓と言われておりますけれども、ネットなどでいろいろニュースが流れるからそれで事足りるということも、皆さんそういうことも結構あるわけなんですけれども、自分が思っていない様々な情報、あらゆる分野の様々な情報、それも日々変わっていく、そういうものが伝えられていく新聞の存在っていうのはとても大事だと思います。

主権者教育としても大変大事だと思っておりますが、こうした新聞を各学校にきちっと置くという点では、県のほうはどんなふうに考えているのか、お尋ねしたいと思います。

山内学校教育課長答弁 学校への新聞の配備についてのお尋ねでございます。

今、委員ご指摘いただきましたとおり、学校への新聞の配置につきましては、選挙権年齢の18歳以上への引下げや成年年齢の同じく引下げに伴って、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質能力を身につけることの重要性に鑑み、発達段階に応じた配備が必要であるというふうに認識をしているところでございます。

特に、まず小・中学校につきましては、午前中にご指摘いただきました次年度からの第6次の5か年計画においては、小学校では2市、中学校では3市の複数配備をこの計画では求めているところでございます。午前中にもお答えさせていただいたとおり、この計画につきまして市町村に周知を図り、地方財政措置の積極的な活用について文書でお願いをさせていただいているところでございます。

県立学校においても、現状をしっかりと把握いたしまして、この計画にできる限り近づけるよう努力してまいりたいと考えております。

今井光子議員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

学校図書館「司書」の配置を

司書をきちっと配置して、よりよい読書活動の推進を

今井光子議員 図書館の司書なんですが、やっぱり司書がいるかどうかで全然子どもたちの本に対するアクセスが変わってくるというか、ちょっと迷っている子どもに一言声をかけてあげて、こんな本があるよって紹介してもらうことでさらなる探求心が生まれてくる。図書館司書がいることで学校の教育が変わったというような実践も報告をされているぐらいやっぱり大事な仕事をしていただける存在ではないかなと思います。

今、子どもが本から離れていっている状況が、本離れ、何でもインターネットで情報も入りますので、本離れがあるんですけれども、やっぱりこう読んで自分の頭で考えてという、そういう作業ってすごい大事ではないかなと思います。

特に最近は言葉が、何でも、インターネットでもちょっとやればおめでとうとか、ちょっとやればありがとうとかいうのが出てくるので、自分でそれをしなくてもすぐにやり取りできるみたいところで、簡単なことで自分のいろんな意見を言うとかというんじゃなくて、何かそれでも何となく意見交換ができるみたいな状況が今広がってると思うんですけれども、最近すごく感じておりますのが、今回のウクライナのロシアの侵攻の問題で、国連の事務総長が最大の言葉で非難しますというのが出てきました。そしたら、最大の言葉ってどんな言葉で非難するのかなと、その辺がよく分からないんですけども、いろいろ有名になっ

た泉房穂さんって、明石の市長さんですね。その人が海岸の木を切られたことに対して非常に怒って、明石弁でいっぱい書いてたんですけれども、あっ、こういう言葉が本当に怒ってるっていうのが伝わるなと思って見たんです。私、ちょっとうまく言えないけど、明石弁だったんですけれども。そういうような豊かな言葉で伝えるっていうことをきちっと身につけるっていうことが、これから対話とか自分の考えを言うとか、そういうことが本当に求められてくる時代になってきますので、そういう意味でいえば、この図書の実と司書の充実とか新聞だとか、それっていうのはとても大事な分野になるんじゃないかなと思います。

目が合いましたので、教育研究所長の大石所長さん、もし何かご意見がありましたらお尋ねしたいと思います。

大石教育研究所長答弁 目が合いました。私どものほうでも、学校図書館の活動でありますとか、それから教育研究所内に図書館を整備しております、いろいろな学校の図書館等との連携も、それから県立の図書館等との連携もしております。

そういう中で、図書の司書の方たちとの自主的な研修の中にも積極的に入ってまいりまして、そういう読書活動等の推進についてしっかりと取り組んでいこうという、そういうふうな気持ちでおるところでございます。

今井光子議員 ぜひ進めていっていただきたいと思います。

いつでもだれでも使えるスポーツ施設整備を 計画的な施設整備とともに利用料減免など使いやすい仕組みづくりを

今井光子議員 スポーツの関係でちょっと要望をいただいておりますけれども、陸上部をしている方なんですが、奈良県は陸上競技場が本当に少ないと。陸上競技場のトラックがないということで、実際、この方、高校生の子どもさんがいらっしゃるんですけれども、実際の競技の場合は、タータンというトラックに使用されている合成ゴムの上を走って試合をするということらしいです。滋賀では彦根とか大津とか竜王とかというような施設が整っているんですけれども、奈良県の場合にそういうのがなくて、そして橿原の運動公園を利用されているということなんですけれども、高校のそうした陸上の練習をするのに、例えば橿原の陸上競技場を借りるときに、何か無料になるとか、減免で安くしていただけるとか、そういうような対応っていうのができないものかなと。

今すぐにそういう施設をすぐ造ってと言っても、今計画をしてこれからに向けてやっていただくとするんですけれども、取りあえず今ある施設を使う場合に、ちょっとそういうふうな減免制度とかを考えていただけたらいいなと思いますが、それは。

吉田文化・教育・くらし創造部長答弁 陸上競技場のお尋ねでございます、滋賀県の例を出されましたけれども、本県にも陸上競技場はございまして、当然のことながら今委員がおっしゃったいわゆるタータンと呼ばれるトラックの陸上競技場は幾つかございまして、県内のいろんな大会もそれで間に合っているような状態でございます。

橿原のことをおっしゃいました。橿原公園の県立の陸上競技場は通常の陸上競技場ですので、大会等に使っていただけるわけなんですけれども、ここはもうかなり以前から毎週、週に3日、5時から9時まで無料開放しております。無料開放しております、大変多くの方々に使っていただいております。

使い道としては、地域のいろんなクラブが使っておられる場合、あるいは個人で使っておられる場合、年齢も、小さなお子様から高齢者まで使っておられますし、それから県内のいろんな中学であったりとか高校であったりとか、夕方ここに来て部活動の一環として利用されてる場合もございまして、近くの大学の陸上部も使っておられるということがございます。非常に皆さん、利用者の方々はうまく使っておられますので、そういったところを引き続きご活用していただければいいなと思いますし、こういった県の陸上競技場の無料開放というのは、恐らくどの都道府県でもやっていることでは私はないと思ってまして、数少ない私どもの施設を有効に多くの方々に利用していた

だけるような取組をしているところでございます。

今井光子議員 分かりました。そうしたら、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、本当にいろいろなスポーツ施設が老朽化して、使いにくいとか場所を取るのが大変だとかいう話があちらこちらにございますので、ぜひそうしたニーズに合わせたような整備をしていっていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

学校での演劇鑑賞促進請願の採択をうけて

各学校で演劇鑑賞ができるよう、県立のホール活用、鑑賞活動の普及・交流など支援拡充を

今井光子議員 昨年の2月の議会で、この文化芸術基本法ができてから、全ての学校に演劇をとこの請願が出されて、全会一致で可決されました。

この奈良県の演劇の取組の状況を見ますと、非常に少ないんですね。高校で演劇やってるところが、3か所ぐらいしか実際していないというようなことになっておりまして、今度芸術文化村がオープンになりますけれども、あそこにもホールがありまして、演劇をやろうと思えば使えるようなホールだと思うんですが、そうしたところなども活用しまして、高校の演劇、見せてあげられるような機会をぜひつくりたいと思ひますが、その点はいかがでしょうか。

馬場なら歴史芸術文化村整備推進室長答弁 ご質問ありがとうございます。文化村におけるホール等についてご質問をいただきました。

芸術文化活動を新興するため、広く県民の方々が芸術文化を鑑賞できる機会を確保して、芸術文化活動の充実を図ることが重要というふうに考えているところでございます。

文化村におきましては、委員お述べのとおり、約270名マックスで入れるホールを整備しているところでございます。このホールにおきまして、例えば県と連携協定を締結した大学などが実施する音楽祭でありましたり演劇界でありましたり、先生お述べのとおり、演劇にも広く活用をしていただけたらと思ひているところでございます。

県といたしましても、しっかりこのホールをアピールしながら、いろいろな団体、地域の方々も含め、いろいろな方々にご利用できるように周知等図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

今井光子議員 ありがとうございます。ぜひそうした形で活用していただきたいと思ひますし、今コロナでなかなか厳しい面ありますけれども、各学校でもそうした演劇鑑賞ができるように進めていっていただきたいと思ひます。その点ではいかがでしょうか。

山内学校教育課長答弁 今、委員おっしゃっていただきましたとおり、現状といたしましてはなかなか全校で集会を開くような形の演劇鑑賞というのは、ほかの芸術も含めて難しい状況が続いております。

これまでから3年に一度、種目というか芸術の内容を変えて鑑賞会を実施している学校もございまして、またそれが再開した際に、もう既に通知をしておりますが、採択いただいた内容につきまして各学校に必要なに応じて周知を図りたいと考えております。

今井光子議員 ありがとうございます。

(了)